

令和元年9月定例会

# 請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)



**【継続】 令和元年9月定例会請願・陳情**

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
今定例会で付託案件はありません。							

**【新規】 令和元年9月定例会請願・陳情**

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	元-16		○	総務	NHK放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について	足羽 佑太	3
	元-17		○	総務	放送法における受信設備「設置」概念の同法の趣旨に従った適切な解釈を求める意見書の提出について	足羽 佑太	4
福祉生活 病院	元-15		○	福祉保健	持続可能な年金制度の構築を求める意見書の提出について	足羽 佑太	5
農林商工					(付託なし)		
地域づくり 県土警察	元-14		○	県土整備	鳥取県境港の整備促進について	高木 正雄	6
	元-18		○	地域づくり	出前説明会をもっと使いやすくすることについて	深田 卓也	8



受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-16 (元.9.11)	総務	NHK放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について  倉吉市 足羽 佑太	<p>国としては、「今後とも、日本放送協会（以下「協会」という。）は、あまねく日本全国において受信できるように、豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う等の公共放送としての社会的使命を果たしていくことが適当」であり、スクランブル化について、「例えば、視聴の対価として料金を支払うこととすることについては、協会が（略）公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えている」との見解であると承知している。 (令和元年8月15日、「衆議院議員中谷一馬君提出令和時代のNHKのあり方に関する質問に対する答弁書」)</p> <p>なお、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定しているが、当該条文に関して、最高裁判所は、「放送法64条1項は、同法に定められた原告（引用注：協会のこと）の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反するものではないというべきである。」と判示している。 (最高裁判所平成26年（オ）第1130号、平成26年（受）第1440号、第1441号同29年12月6日大法廷判決)</p>

【陳情の趣旨】  
NHKとの契約は災害時の緊急時放送などを除きスクランブル化して、放送を見たい者との間で契約する形態に移行することについて真剣な検討がなされるべきであり、国に対して意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-17 (元.9.11)	総務	放送法における受信設備「設置」概念の同法の趣旨に従った適切な解釈を求める意見書の提出について  倉吉市 足羽 佑太	<p>放送法第6.4条第1項に規定する「受信設備の設置」について、同法の条文上は特に定義規定が置かれていないところであるが、同条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた「日本放送協会放送受信規約」第1条第2項において、「受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約（略）を締結しなければならない。」と規定している。</p> <p>また、この受信設備に係る判例として、下級審ではあるが、テレビを設置した状態のまま、フィルターを取り付けてNHKの放送を受信することができない状態にした場合に、「受信機の廃止」にあたるかどうか争われた事案において、そのような工事を行ったとしても、NHKの放送を受信する機能を有するテレビが設置されているという外形的事実に変わりはなくフィルターを取り外せばNHKの放送を視聴することができるのであるから、現にNHKの放送を視聴することができない状態にあるとしても、これをもって「受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなった」ということはできないとする判例があると承知している。</p> <p>（東京地方裁判所平成27年（ワ）第26582号同28年7月20日判決）</p>

【陳情の趣旨】  
 放送法における受信設備の「設置」の概念について、同法の趣旨に従った適切な解釈をするよう求める意見書を国へ提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年一 15号 (1. 9. 5)	福祉保健	持続可能な年金制度の構築を求める意見書の提出について  倉吉市 足羽 佑太	<p><b>【現状】</b>                      厚生労働省は本年8月27日に、公的年金の長期見通しを示す財政検証結果を公表した。(財政検証は5年に1回実施。)</p> <p>(財政検証結果の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現役世代の平均手取り収入に対する年金受給額の割合である所得代替率が、年金の伸びを物価や賃金の伸びより低くする給付抑制策「マクロ経済スライド」を発動することで、どの程度変化するかを実質経済成長率に応じて6ケースに分けて試算した。</li> <li>経済が成長し労働参加が進むケースでは、30年後に年金水準は2割近く目減りするものの、所得代替率は政府が約束する50%以上を維持する見通しとなった。</li> <li>一方、低成長あるいはマイナス成長の場合は、所得代替率が50%を割り込む可能性もあるとしている。</li> <li>併せて、オプション試算として、「被用者保険の更なる適用拡大を図った場合」では所得代替率や基礎年金の水準確保に効果が大きく、「保険料拠出期間の延長と受給時期の選択肢を拡大した場合」では就労期間・加入期間を延長することや繰下げ受給を選択することは年金の水準確保に効果が大きいという結果も示された。</li> </ul> <p><b>【今後の対応】</b>                      厚生労働省は9月以降、パート労働者の厚生年金適用拡大や受給開始時期の選択拡大など年金制度改正の議論を本格化させる見込みである。</p> <p><b>【県の取組状況】</b>                      年金の制度及び事務は国が所管しており、県としては特に取組は行っていません。</p>

**【陳情の要旨】**

鳥取県議会として、受給者の生存権の保障のため、十分かつ持続可能な年金制度の構築を求めることを内容とする意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年一 14号 (元: 7.11)	県土整備	鳥取県境港の整備促進について  鳥取市  高木正雄	<p><b>【現状】</b></p> <p>境港は、島根半島の南側に位置し、冬季の季節風や風浪が遮られる恵まれた地形のため、古くからの天然の良港であり、北東アジア諸国と地理的に近いことから北東アジアのゲートウェイとして発展してきた。</p> <p>近年、世界的な取扱貨物量の増大を背景に、貨物船の大型化が進み、コンテナ貨物においては大型コンテナ船を受け入れ可能な1.6m以深の岸壁が求められてきた。</p> <p>しかし、日本は韓国や中国など主要なコンテナ取扱国に比べてこれらの岸壁の整備が遅れたことから、外資コンテナ貨物は、トランシップ港（他の港湾への積み替え港）として1.8m以上の水深の深いコンテナ岸壁を有する釜山港や青島港等を利用されるようになり、日本でのトランシップ貨物が減少してきた。</p> <p>このような中、限られた予算で、アジア主要港湾とコスト・サービス面で競争できる港として、国は阪神港や京浜港を国際コンテナ戦略港湾と位置づけ水深1.6m以上の大水深コンテナ岸壁の整備などの機能強化に取り組んできた。</p> <p>その結果、大水深コンテナ岸壁を有する釜山港・青島港や阪神港・京浜港に対して、日本海側の主要なコンテナ岸壁の最大水深は、博多港の1.5m、境港、新潟港や伏木富山港などの1.4mとなっている。</p> <p>境港の現在のコンテナ取扱量は、41千TEU/年で漸増し、寄港するコンテナ船は今年4月から週7便化されるとともに大型化しており、それに対応した港湾施設の機能強化は必要であるが、大水深岸壁を必要とする大型コンテナ船の寄港は見込めない状況である。</p> <p>さらに、瀬戸内海や太平洋側での大規模災害への対応として、物流機能のリダンダンシーの確保の面から、日本海側に位置する港湾の地理的な優位性を活かすため、境港の港湾整備は必要である。</p> <p><b>&lt;全国の状況&gt;</b></p> <p>日本のコンテナ岸壁の最大水深は横浜港の1.8mで、コンテナ取扱量は、3,036千TEU/年である。</p> <p>日本海周辺の主要なコンテナ岸壁の最大水深とコンテナ取扱量は、以下の通り。</p>

**【陳情の要旨】**

境港において巨大コンテナ船の発着が可能な水深20メートル程度の港湾施設の整備を促進すること。



	最大水深 (m)	コンテナ取扱量 (千 TEU/年)
博多港	15.0	991
新潟港	14.0	226
伏木富山港	14.0	76
境港	14.0	41
青島 (中国)	20.0	19,315
上海 (中国)	18.0	42,010
釜山 (韓国)	18.0	21,663

<県内の状況>

境港のコンテナ岸壁の水深は14mで、コンテナ取扱量は41千TEU/年で漸増している。境港の受け入れ可能なコンテナ船は119千重量トン(4千TEU)に対して、現在受け入れしているコンテナ船は12千重量トン(1千TEU積)である。

【県の取組状況】

現在、境港管理組合が中心となって、境港の20～30年後の将来像等を取りまとめる長期構想を策定中であり、物流、観光、環境などの視点から、境港が今後担うべき役割等について検討を行っている。

このなかで、コンテナを含め物流の目指すべき方向性について議論し、今後改訂予定の港湾計画に反映させる。

(※) TEU (Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算)：コンテナ船の積載能力やコンテナターミナルの貨物取扱数などを示すために使われる、貨物の容量のおおよそを表す単位

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																								
元年-18号 (元. 9. 12)	地域づくり	出前説明会をもっと使いやすくすることについて  米子市  深 田 卓 也	<p><b>【現 状】</b>                      出前説明会は県民の県政参画推進の手法の一つとして実施するもので、毎年県政の主要テーマをとりまとめ、県のホームページや新聞広告、県政だよりへの掲載のほか、各市町村、各高校・専門学校、公民館等へのチラシ配布により、当該テーマや出前説明会の実施を県民に周知している。                      県民が出前説明会の実施を希望するにあたっては、県民参画協働課又はテーマ担当課に希望を申し込み、実施の決定や方法、日程調整等は申込者とテーマ担当課とが協議して決定する仕組みとしている。                      出前説明会に関する問い合わせ全般については、県民参画協働課で受け付けている。</p> <p><b>【県の取組状況】</b></p> <p>1 出前説明会の概要                      ○実施根拠：出前説明会実施要領（平成18年2月20日策定）                      ○H31テーマ数：266（新規施策、主要事業、県民にお知らせしたい中長期計画等）                      ○対象集会等：参加人数概ね20名以上で、地域住民、民間団体、企業等が開催する集会に向いて説明 *原則、宗教団体・政治団体等の開催は対象外                      ○各所属への周知                      2月：各課へテーマ照会するとともに、出前説明会実施要領を配布し制度を周知</p> <p>2 県民への周知                      3月：チラシ配布 780カ所（各県施設、各市町村、各高校・専門学校、公民館等）                      4月：新聞広告（日本海新聞）                      5月：県政だより</p> <p>3 出前説明会開催状況</p> <table border="1" data-bbox="1016 1193 2078 1423"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用人数</th> <th>開催回数</th> <th>主な実施テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>6,861人</td> <td>176回</td> <td>あいサポート運動、がん予防、食品衛生、ユニバーサルデザイン 等</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>4,272人</td> <td>230回</td> <td>あいサポート運動、子育て王国とっとり、防災、男女共同参画 等</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>5,396人</td> <td>387回</td> <td>男女共同参画、食品衛生、ユニバーサルデザイン 等</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>6,974人</td> <td>434回</td> <td>マイナンバー制度、男女共同参画、ユニバーサルデザイン 等</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>6,669人</td> <td>395回</td> <td>手話言語条例、男女共同参画、ユニバーサルデザイン等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用人数	開催回数	主な実施テーマ	H30	6,861人	176回	あいサポート運動、がん予防、食品衛生、ユニバーサルデザイン 等	H29	4,272人	230回	あいサポート運動、子育て王国とっとり、防災、男女共同参画 等	H28	5,396人	387回	男女共同参画、食品衛生、ユニバーサルデザイン 等	H27	6,974人	434回	マイナンバー制度、男女共同参画、ユニバーサルデザイン 等	H26	6,669人	395回	手話言語条例、男女共同参画、ユニバーサルデザイン等
年度	利用人数	開催回数	主な実施テーマ																								
H30	6,861人	176回	あいサポート運動、がん予防、食品衛生、ユニバーサルデザイン 等																								
H29	4,272人	230回	あいサポート運動、子育て王国とっとり、防災、男女共同参画 等																								
H28	5,396人	387回	男女共同参画、食品衛生、ユニバーサルデザイン 等																								
H27	6,974人	434回	マイナンバー制度、男女共同参画、ユニバーサルデザイン 等																								
H26	6,669人	395回	手話言語条例、男女共同参画、ユニバーサルデザイン等																								

**【陳情の要旨】**

出前説明会の開催について、担当課の実施に係る決定に不満がある場合、その苦情を受け付け、解決に向けた対応ができるシステムを作ること。